

# 売木村障がい者活躍推進計画

令和2年4月

売 木 村

## 目 次

I	策定にあたって	1
	1 計画策定の趣旨	1
	2 策定の主体	1
	3 計画期間	1
	4 周知・公表	1
II	売木村における障害者雇用等の状況	1
	1 障がい者の雇用状況	1
	2 障がい者雇用に関する課題	1
III	障がい者の活躍推進に向けた取組	2
	1 推進体制の整備	2
	2 活躍の基本となる職務の選定・創出	2
	3 活躍を推進するための環境整備・人事管理	2
	4 優先調達等	2
IV	数値目標	
	1 採用に関する目標	3
	2 定着に関する目標	3

- 「害」の表記については、法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。
- 特に注記のない限り、「職員」とは、行政事務職員、教育委員会職員を示します。

## I 策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

- 売木村障がい者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障がい者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正により、国及び地方公共団体が障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、障害者雇用対策基本方針に基づき、規定する「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」の作成に関する指針（以下「障害者活躍推進計画作成指針」という。）を根拠として作成しました。
- 本計画のもと、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて、取り組んでいきます。

### 2 策定の主体

- 売木村が策定し行政事務職員、教育委員会職員に適応します。

### 3 計画期間

- 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

### 4 周知・公表

- 策定又は改定を行った計画は、すべての職員に対して周知するとともに、村のホームページに掲載するなど、適正な方法で公表します。

## II 売木村における障がい者雇用等の状況

### 1 障がい者の雇用状況

- 売木村においては、職員数が20名程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていません。

### 2 障がい者雇用に関する課題

- 中途障がい者として身体障がい者となった職員は在籍することもあります。これまで個別に対応してきており、問題は生じていないところですが、組織的な体制整備は特段行ってきませんでした。

### Ⅲ 障がい者の活躍推進に向けた取組

#### 1 推進体制の整備

- 障がい者雇用推進者として総務課長を選任します。
- 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により職員に周知します。
- 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

#### 2 活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障がい者等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

#### 3 活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がいである職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
- なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
  - ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
  - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
  - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
  - ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる」といった条件を設定する。
  - ・ 特定の就労支援機関からの受け入れを実施する。

#### 4 優先調達等

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

#### IV 数値目標

##### 1 採用に関する目標

- 在籍する雇用障がい者数が前年を下回らない。
- 毎年度、採用者全員に対し、障がい者であることの申告を呼びかけます。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。

##### 2 定着に関する目標

- なし
- ※今後、障がい者である職員の定着状況を把握予定。